

# 太田市学校情報セキュリティ基本方針

## 〈基本理念〉

情報通信技術の高度な利用が進む中、教育現場においても個人情報の漏えいや改ざんなど、情報セキュリティに関係する事件や事故が相次いでいます。

太田市内の小学校・中学校・義務教育学校及び市立高等学校で勤務するすべての教職員においても、教育する中で、児童生徒に関する情報を適切に保護し、情報セキュリティ確保の活動を推進していきます。

### 1 法規制等の遵守

- (1) 個人情報保護法、不正アクセス禁止法及び著作権法等の関係法令や、県条例規則、通知、市条例規則並びにアプリケーションソフト等の契約内容を遵守します。
- (2) セキュリティ対策上の定められた業務手順等に従って、適切に児童生徒の情報を取り扱います。

### 2 情報管理の徹底

- (1) 教職員が使用するパソコン等は、OSアップデート及びウイルス対策ソフトのアップデートを最新のものとし、情報漏えいを完全に防ぎます。
- (2) 大容量記憶装置(外付けHDD、CD、DVD、USBメモリ等)に保存する場合は、利用後はパソコン等から切り離します。更に、電子媒体目録に記載し、鍵のかかる場所に保管します。
- (3) 個人情報等(児童生徒及び家庭の情報、成績等)は、クラウド上に保存したり、学校外へ持ち出したりすることは禁止します。やむを得ず、個人情報等を持ち出す場合は、「セキュリティUSBメモリ(暗号化及びファイル交換ソフト漏えい防止のある)」等を使用します。学校長の許可のもと、持ち出し簿に記入し、盗難防止を徹底します。

### 3 情報資産の管理及びリスクアセスメントの実施

- (1) 児童生徒の個人情報を調査・管理する仕組みを確立し、定期的に調査を実施します。
- (2) 児童生徒の個人情報に対する判明したリスクに対して分析・評価を実施します。

### 4 管理職による承認と全職員への周知及び実行

- (1) セキュリティ対策の推進に当たっては、情報セキュリティの重要性を認識し、教育委員会の指導のもと、各学校の管理職が中心となり、教職員に対して遵守と改善に必要な教育及び普及活動を継続的に行います。
- (2) 各校で、情報セキュリティに関する監査を定期的の実施し、遵守状況の評価、危機管理対策、事故の予防策及び改善処置を推進し、信頼される教育を確保します。
- (3) 情報セキュリティ方針並びに関係する諸規定に違反する行為があった場合、法令、条例、規則や契約内容に従って対処します。

### 5 開かれた教育行政

情報セキュリティ方針等の文書や各学校での取組み情報を広く市民に公表します。

令和8年3月25日

太田市教育委員会教育長 江原 孝育